

山梨県立男女共同参画推進センター管理運営業務の内容及び基準

山梨県立男女共同参画推進センターの具体的な業務内容及び管理基準については、以下のとおりです。

1 運営方針

センターは、山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例（昭和58年山梨県条例第11号。以下「条例」という。）の規定、第5次山梨県男女共同参画計画（以下「第5次計画」という。）及び令和8年度中に策定予定の第6次山梨県男女共同参画計画（以下「第6次計画」という。）、に基づき、男女共同参画の推進拠点及び各地域における活動拠点として、調査・研究、情報収集・提供、普及・啓発、交流促進、相談対応、人材の発掘・育成などを推進していきます。

2 各業務の内容及び基準

(1) 施設運営に関する業務

① 利用の承認に関する業務

施設の利用の承認に関する業務に当たっては、次の基準に基づき実施するものとします。

令和9年3月31日以前において、既に利用の申込みがあった施設については、貸出を行うこととします。

(業務内容)

- (ア) 条例第9条第1項に基づく利用の承認
- (イ) 条例第10条に基づく承認の取り消し
- (ウ) その他利用の承認に関すること 資料1のとおり。

(業務基準)

(ア) 休館日、利用時間

条例第7条第1項の規定に基づき、休館日は次のとおりとします。

- ・ 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- ・ 休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。）
- ・ 12月29日から翌年1月3日までの日

ただし、指定管理者は、県の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができます。

現行の休館日は、原則、第2、第4月曜日とし、この日が休日である場合は開館し、その翌日を休館日としています。また、12月29日から翌年1月3日までの日も休館日です。

利用時間は、条例第8条の規定に基づき、午前9時から午後9時までとします。

ただし、指定管理者は、県の承認を受けて、利用時間を変更することができます。

(イ) 貸出施設に関する事項
資料2のとおり。

②利用料金の収受に関する業務

センターを利用するものが納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。

なお、年度を超えた利用に係る現年度内に収受した利用料金については、次期指定管理者に全額引き継ぐものとします。この際、県の所管課が当該利用料金の額、内容等を検証します。

(業務内容)

(ア) 条例第11条第3項に基づく利用料金の徴収

(イ) 条例第12条に基づく利用料金の還付

(ウ) その他利用料金の収受に関すること 資料1のとおり

(業務基準)

利用料金の額は、条例別表に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

③平等な利用の確保に関する業務

(業務内容)

施設利用者の平等な利用を確保する。

(業務基準)

(ア) 施設の予約・申込・受付・利用等の手続・方法について平等性を確保する。

(イ) 本県における男女共同参画社会実現の拠点として、県民に自主的な学習や交流などの機会を確保する。

④利用者の増加を図るための業務

(業務内容)

施設利用者の増加を図る。

(業務基準)

(ア) 施設利用者の増加を図るために、センター及び開催事業等の広報活動を計画的に実施する。

(イ) 施設利用者の増加を図るために、地域・関係機関等との連携を推進する。

⑤ 飲食提供施設及び自動販売機の設置・運営

施設の目的を達成し、利用者のサービスの向上を図るため、公序良俗、青少年の健全育成に反しない範囲で運営する。サービスについては、指定管理者自らが行うことや委託も可能ですが、サービス内容とサービスを提供するために必要な場所については、事前に県と協議し、承認を得てください。

設置・運営に要する費用は指定管理者が負担することとします。

なお、指定管理者が行う事業として基本協定書で締結する場合、行政財産目的外使用許可は必要ありません。

・ 飲食提供業務

喫茶や食事、休憩のために利用される施設での飲食の提供や、移動販売又はケータリングカー（移動販売車）による飲食を提供する。

※利用可能日は原則開館日とし、利用可能時間は午前9時から午後5時までの中で定めます。

※実施場所の基準等は、別紙飲食提供業務の考え方のとおり

・ 自動販売機設置・運營業務

飲料等の自動販売機を設置・運営する。

※利用可能日は原則開館日とし、利用可能時間は開館時間内とします。

(現行の状況)

(ア) 軽食・喫茶コーナーの設置

ぴゅあ総合 交流室内で飲食サービスを提供

(イ) 飲料の自動販売機の設置

ぴゅあ総合 3台

⑥ 行政財産使用許可に伴う事前協議及び管理運営

次の施設等については、行政財産使用許可を与えているので、事前協議を通して適切な管理を行ってください。

ぴゅあ総合

電柱敷 東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)

⑦ 加入する保険

(ア) 施設

山梨県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険とします。

(施設) 対人賠償	1名につき	100,000千円
	1事故につき	100,000千円
対物賠償	1事故につき	5,000千円
(託児室) 対人賠償	1名につき	20,000千円
	1事故につき	100,000千円

対物賠償 1事故につき 1,000千円

(イ) 公用車

自動車損害賠償保険及び任意加入保険（対人無制限・対物無制限）

⑧災害発生時の対応

災害等が発生した場合、指定管理者は速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

⑨県の求めるサービス水準

施設の設置目的である男女共同参画推進のため、以下の業務項目、指標、目標値を設定し期待される施策効果が十分に生じているかモニタリングを通じて評価・検証を行う。

	業務項目	指標	目標値
1	普及・啓発事業	事業・講座等の募集定員に対する参加者数の割合（定員・参加者数ともにオンライン参加を含む）	60%以上
2	利用者満足度	利用者アンケート回答のうち、「満足」「どちらかといえば満足」の合計	90%以上
3	広報	男女共同参画に関する情報や講座、センターへの来館促進に繋がる情報をSNSで発信した回数（複数のSNSに上げた場合でも、情報が同じであれば1カウントとする）	年間50回

⑩光熱水費の支払い

ぴゅあ峡南の光熱水費は南部町で、ぴゅあ富士の光熱水費は都留市でそれぞれ一括して契約・支払いを行うため、ぴゅあ峡南、ぴゅあ富士の運営管理に係る負担分は、南部町、都留市からの請求に基づき支払うこと。

⑪山梨県立国際交流・多文化共生センター負担分の請求

山梨県立国際交流・多文化共生センターの運営管理に係る光熱水費・施設維持管理に要する経費（設備保守委託料等）については、ぴゅあ総合で一括して契約・

支払いを行うため、施設の占有面積割合に応じて、山梨県立国際交流・多文化共生センターの光熱水費・施設維持管理に要する経費（設備保守委託料等）を請求すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する業務

① 情報資料の収集・提供事業

(ア) 情報資料室の維持管理

情報資料（図書、ビデオ、DVD）の整理と貸出

(イ) 展示スペースの運営

学習と啓発資料（パネル、写真、実物資料）の展示

(ウ) ホームページ等の運営

センターのホームページ、SNS（Facebook、X 等）による情報発信、更新等により情報を提供

(a) センターの予約状況

(b) センターの事業内容

(c) センタートピックス等の作成

(d) 各種統計等の作成

詳細は、資料3のとおり。

② 講座等開催

男女共同参画社会の実現に向けての意識を高め、県民への意識啓発を図るため、県との協議を経た調査研究、講座の開催等による普及・啓発、交流促進、人材の発掘・育成等を行う。

詳細は、資料3のとおり。

(3) 相談に関する業務

個人の悩みや、専門的な助言が必要とされる家族や社会での様々な相談に対応する体制を整備する。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の相談に応じる。

詳細は、資料4のとおり。

(4) 施設及び設備器具の維持保全及び施設の管理・運営に関する業務

資料5-1及び資料5-2のとおり。

施設の管理・運営に必要な物品（県が定める物品一覧表 資料6）を貸与します。

指定管理者が管理運営費（利用料収入、軽食・喫茶コーナー及び自動販売機のサービスの提供により得られる収入、委託料）で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができます。

(5) その他業務

① 業務計画書・事業報告等に関する事項

(ア) 業務計画書

指定管理者は、毎年度2月末までに（令和9年度分については基本協定締結後直ちに）、次に掲げる事項を記載した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出し、その承認を受けてください。

- (a) 次年度の運営目標
- (b) 実施事業の概要及び実施期間
- (c) 管理運営体制
- (d) 管理業務及び自主事業に係る収支予算
- (e) その他必要な事項

(イ) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出してください。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を県に提出してください。

- (a) 事業実績及び利用状況
- (b) 利用料金の収入状況
- (c) 経費の収支状況
- (d) その他必要な事項

(ウ) 定期報告書（事業進捗状況報告）

指定管理者は、利用者数及び事業実施状況、利用料金収入状況について、月ごとにまとめ翌月10日までに県に報告してください。

(エ) その他随時報告等

指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について報告を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出してください。

なお、管理運営に当たっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運営業務等）や県民対応などの特記事項を記載した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行ってください。

②利用者アンケート等に関する事項

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について月ごとにまとめ、翌月末までに県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

指定管理者は、アンケート等で毎月把握した内容を業務改善等管理運営に反映させるよう努めてください。

③キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、キャッシュレス決済を導入してください。

センターを利用するものが納付する利用料金について、多様な決済手段（クレジットカード、電子マネー、コード決済）に対応するようにしてください。

なお、令和9年4月末までに導入してください。

④モニタリングの実施

指定管理者は、「山梨県立男女共同参画推進センターの管理運営状況のモニタリング実施要領」等に基づき、県が実施するモニタリングに協力してください。

なお、モニタリングの実施に先立ち、対象期間の業務実績等について指定管理者の自己評価結果を記載したモニタリングシートを作成し、あらかじめ県に提出してください。

モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告を行います。是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

詳細については協定において定めるものとします。

(6) その他管理運営に当たっての留意事項

①業務執行体制の確保

(ア) 指定管理者は、管理運営業務を円滑に行うため、必要な業務執行体制を確保するとともに、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置してください。

(イ) 総括責任者を1名配置してください。

②暴力団の排除

公の施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときは、指定管理者は、これを許可してはなりません。

③個人情報の保護

- (ア) 指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従い、個人の権利利益を害することのないよう最大限努めなければなりません。また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい又は滅失などの事故の防止、その他の個人情報の適正な管理を確保するために、指定管理者は県と協議の上、別途、個人情報の取り扱いに関する規程等を定めることとしてください。
- (イ) 指定管理者は、個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに、当該個人情報の抹消等をしてください。

④情報公開への対応

指定管理者は山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)に基づき、管理している文書の公開に努めることとします。また、指定管理業務を通じて取り扱う文書の管理・公開を行うにあたり、指定管理者は県と協議の上、別途、情報公開に関する規程等を定めることとしてください。

⑤安全管理マニュアルの整備

事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めたマニュアルを策定し、適切に運営してください。

⑥事故対応マニュアルの整備

施設内で事故が発生した場合を想定した事故対応マニュアルを策定し、訓練等を実施してください。

自動体外式除細動器(AED)については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えてください。管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づいてください。

⑦国民保護措置への対応

国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講じてください。

⑧施設及び設備の点検業務

指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、建築基準法の点検、他法令の点検、長寿命化点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検してください。

点検結果については、「建築物点検票」により別途指定する期日までに県へ報告してください。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必

要な場合は、速やかに報告してください。

なお、建築基準法第12条第2項による建築物の点検業務は前回点検を行った日から3年以内に点検を行ってください。

前回点検日 ぴゅあ総合 令和7年1月14日

次回点検予定 令和9年度

⑨環境保全対策、環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の環境管理システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮してください。なお、主な取り組みは次のとおりです。

- (ア) 県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。
- (イ) エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- (ウ) 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (エ) (ア) の実施状況及び(イ) の使用状況等については、別添指定管理施設エネルギー使用状況報告書により県に報告すること。

⑩運営協議会の開催及び運営

センターの運営について外部の意見を聞くための山梨県立男女共同参画推進センター運営協議会の開催及び運営を行う必要があります。